

小規模自治体への「優先的検討規程」策定の要請

従来、人口20万人以上の地方公共団体に「優先的検討規程」の策定を要請

指針を改定、人口10万人～20万人の団体についても、2023(R5)年度末までに「優先的検討規程」の策定を要請
(内閣府・総務省通知：令和3年6月21日)

『優先的検討規程』の内容と性格

対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定める**ルール**

PPP/PFIの導入効果を簡易的に調べる方法や、具体的な手続をまとめた**ガイドライン**

対象となる事業規模・分野や検討の手続などは、地方公共団体ごとに独自に規定

規定策定前

事業発案・構想

通常の事業（従来型）

PPP/PFIを
検討したい事業

詳細なPPP/PFI導入の検討

各種手続・
事業実施

規程策定後

事業発案・構想

規程の
対象事業

簡易的な
PPP/PFI導入
の検討

可能性あり

詳細な
PPP/PFI導入
の検討

PFI事業
として
実施

各種手続・
事業実施

規程対象外の事業
（従来型）

可能性なし
（従来型へ移行）

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言や情報提供等により支援

支援内容

支援対象

優先的検討規程を令和5年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1)人口20万人未満の地方公共団体 (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

具体的な支援事項(例)

コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
若狭町(福井県)
(令和3年度支援)



庁内勉強会における講義
豊明市(愛知県)
(令和3年度支援)